

議案第 65 号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

への不当利得返還請求に関し、下記のとおり訴えを神戸地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求める。

令和 2 年 6 月 23 日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

1 被告となるべき者の住所、氏名

2 事件の要旨

相手方は、多可町農林業公園の管理に関する基本協定書の指定管理業務仕様書の業務の内容⑦その他施設の維持管理運営に関する事項のウ光熱水費、通信運搬費等の支払い事務を遵守せず、令和 2 年 1 月 22 日に不当利得返還請求通知したが、支払いに応じないため、訴訟により不当利得の返還を求める。

3 訴訟の遂行の方針

- (1) 弁護士竹本昌弘氏、弁護士頼富隆光氏を訴訟代理人と定める。
- (2) 相手方から令和 2 年 12 月 28 日までに指定管理施設運営で使用した電気料金及び下水道料金の支払いをする旨の申し入れをし、かつ、その履行が見込まれる場合は和解する。
- (3) 判決の結果必要と認めた場合は上訴する。